

高木顯明と部落差別問題（一）

—— 小説「彼の僧」に見られる顯明の被差別部落觀（感） ——

泉 惠 機

はじめに

高木顯明は新宮の被差別部落の人々にとつて、今もなお「一筋の光」として語られるような真宗大谷派僧侶であった。

顯明が新宮の淨泉寺で住職を務めたのは、後述するように一八九〇年代末から大逆事件に連座する一九一〇（明治四十三）年までの十二、三年の間である。當時すでに仏教僧侶による部落差別問題に対する発言はあつたが、彼は新聞や雑誌にその意見を公表したことはない。むしろ彼は黙々と「住職」としての道を歩む、あるいは歩もうとする佛教者、生活者であつて、言論の人ではなかつたと言ふべきであろう。

しかし結論的に言うなら、顯明はこの時代の仏教僧侶のどの発言よりも部落差別の問題を正面から捉え、また、より本質的に捉えていると言える。しかも彼の活動の時期は、大谷派でいうなら、武内了温の登場から三〇年以前に始められている。

だが、冒頭に「一筋の光」と書いたことは、具体的に、顯明のどのような在り方や行動を指すものであろうか。顯明が、被差別部落の人々とどのような関係をもつたかについて語る資料は少ないが、（ア）淨泉寺入寺当初の顯明の被差別部落觀（感）、（イ）その後の被差別部落の人々との生活の触れ合い、（ウ）虚心会、という三点についてわざかに伝える資料がある。

その中でも（イ）や（ウ）については、そのいづれの資

料も、顯明が淨泉寺の門徒を中心にして被差別部落の人々に対して献身的に、生活を擧げてかかわつていこうとする姿を示すものである。しかし、顯明は淨泉寺に入った当初から被差別部落の人々に対しても、後年と同じような思いや感じ方をしていたかを考えると、「当初から差別意識をもたない顯明」というような顯明像を描くことは、余りにきれい事であり、余りに牽強付会であろう。

それでは（ア）の、少なくとも淨泉寺入寺当時の顯明の被差別部落觀（感）はどのようなものであったのか。それを客観的に記録する資料は残念ながら無い。ただ一つ、小説の形であるが、沖野岩三郎の「彼の僧」があるのみである。

それ故、この小論では、沖野の「彼の僧」に検討を加え、淨泉寺入寺の当初の顯明の被差別部落觀（感）を中心に考察することとし、（イ）、（ウ）の具体相や、それが当時の部落改善運動の中でどのような位置をもつのであるか等のその歴史的位置づけについては別稿に譲ることとする。

一 名古屋時代の顯明における二、三の問題

（ア） 新宮まで

いわゆる幸徳事件（一九一一年）に連座して死刑判決を

受けた高木顯明が、生地の名古屋を去り、陸の孤島と言われた新宮に移転したのは、一八九七（明治三十）年のことであつた。

彼は、一八六四（元治元）年に名古屋近在の小田井村に生まれ、縁あつて得度し、大谷派の僧籍に連なり、一八八〇年五月から二年後の十二月まで、真宗大谷派の尾張国小教校に学んだ。彼が小教校第五級を卒業したのは、一八八二年の十二月のことである。その年の八月に田島きよと結婚し、田島家の婿養子になつていたのであるが、彼が学校で学んだのは、生涯を通じてこの約二年半しかなかつたし、すでに得度して僧侶としての道を歩み始めていた。それらのことから推測すれば、彼の名古屋時代は、彼の生家の手継ぎ寺であり、彼が得度の際に寺籍をおいた法藏寺や道仁寺、また西方寺など、近隣の縁故のある諸寺の寺務を手伝いながら、自らの生涯の方向を模索していた、いわば“模索時代”であつた。

尾張国小教校では、彼の入学の三ヵ月後に、道仁寺の次男であり、顯明の六歳年下である高木禮讓が予科第六級に入學しており、禮讓は顯明が本科五級で小教校を去つたのと同日に予科第二級を終えている。つまり顯明のわずか二年半の在学中、高木禮讓も在学していたのであるが、道仁

寺と顯明の生家が近いことや、顯明が寺籍を置いて得度した法藏寺と道仁寺は古くから深い関係にあり、また距離的にも近い関係にあつたところから考へると、単に学友である以上に、尾張小教校入学以前も卒業以後も、名古屋時代に最も深い交流をもつた友人であつたと思われる。しかしそれ以上に、この高木禮讓が、結果的には顯明が淨泉寺の住職として部落問題に関わる縁を作つた友人であつた。

禮讓は、すでに一八九一（明治二十四）年十一月に、淨泉寺の住職に就任していた。つまり、淨泉寺における顯明の前任者であった。弁のたつ禮讓はあちこち布教に歩いたようであるが、その縁で、住職不在であつた淨泉寺に入ることになつたようである。

（イ）遠松山淨泉寺

淨泉寺は新宮藩主水野家の菩提寺的な寺であり、初代藩主水野重仲の命により浜松善照寺から分院したといわれている大谷派寺院である。⁽³⁾寺名については判らないが「遠松山」という山号は、寺の故地である「遠江國浜松」に由来するという。また初代住職小幡玄祐以来小幡姓を名乗つている。

一八八〇（明治十三）年に小幡源静が死去してから一八

九一年に禮讓が住職となるまでは、住職不在であつた。禮讓にはその後淨泉寺を出なければならない事情があり、その後に顯明が寺務を行い、やがて正式の住職になつたということである。

ところで、この淨泉寺は、被差別部落を門徒としてかかえる寺である。後に顯明自身は「淨泉寺ノ門徒百八十名ノ内百二十名」が被差別部落の門徒であるといつているが、顯明逮捕後に大谷派本山の行つた顯明に関する調査の「復命書」では、新宮町内の被差別部落約六〇戸、他の新宮町内門徒約三〇戸、三重県に約二〇戸であるとしている。この三重県下の門徒も被差別部落であり、計約一一〇戸の門徒のうち被差別部落の門徒は八〇戸で七割強を占めていることになる。この二つの資料は数としては食い違うが、当時の淨泉寺は被差別部落門徒が圧倒的に多い寺であつたことでは一致している。

新宮の当時の戸数は約四〇〇〇戸余りであるが、十五カ寺ほどの仏教寺院があつた。熊野には総体的に真宗寺院は少ないが、新宮では本願寺派二カ寺、大谷派は淨泉寺一カ寺である。新宮の被差別部落の人々は、ここでもほとんど真宗門徒であり、その中でも淨泉寺門徒が多かつた。それゆえ淨泉寺は、近世大谷派で言われる「穢多寺」ではなか

つたにもかかわらず、その名で蔑まれることがあつたとい
う。^⑦

顯明は、このような大谷派寺院淨泉寺に入寺することに
なる。

二 小説「彼の僧」に見られる顯明の

被差別部落観（感）

（ア） 小説「彼の僧」まつわる諸問題

顯明は、一八九七（明治三十）年に淨泉寺に入寺した。

この六年前の一八九一年八月に道仁寺の次男高木禮讓が新宮に來り、十一月に正式に淨泉寺の住職になつてゐる。顯明が禮讓と入れ替わりに住職となるのが一八九九年であるから、禮讓の住職時代の終わりの約一年間重なつてゐる。その間の事情は不明だが、いずれにせよ、学友であつた禮讓が先立つて住職であったことは、どの程度まで詳しく述べられないが、入寺したときすでに顯明は、淨泉寺には被差別部落の門徒があることを知つていていたことを推測させる。

ところで、この入寺当初、顯明が被差別部落のご門徒をどのように見たのか、その生活の相をどのように感じたのかを示すものは、現在のところ、沖野岩三郎の小説「彼の僧」^⑧のみであると述べたが、これは小説であり、事實を記

録する体の文章ではない。それでは、この「彼の僧」に書かれてある事柄の中でどれが事実であり、どのことがフィクションであるのかが問題である。しかしそれを選別することはかなり困難である。

しかしそのことに関心をもつ以上、次のことについて注意しておきたい。

一つには、作者の沖野岩三郎（一八七六—一九五六）は、周知のように大逆事件の嵐が新宮に吹き荒れた頃、新宮教会の牧師として赴任していた。事件の過程で彼も家宅捜索を受けているし、大石誠之助、成石平四郎を除く新宮の連座者の顔触れと比しても連座しなかつたことが不思議に思われるほどに大石誠之助や社会主義者との関係も深く、高木顯明とも、以下に述べるようにかなり深く交わつたと考えられる人物であるということである。

沖野と顯明が新宮で交わりをもつたのは期間としては短く、一九〇七年六月に沖野が牧師として新宮教会に赴任してから顯明が大逆事件に連座するまでの、丸三年間に過ぎない。だが、特に一九〇八年に集中する淨泉寺での談話会等には、講演者として多く沖野の名が出てくるし、虚心会でのつながりもある。そして、仏教とキリスト教との別はあっても、いずれも宗教者として生きていることから来る

親近感があつたと思われる。当時は仏教界とキリスト教界はまだかなり反発をあつていたが、今は詳述を避けるが、彼らの親交においてはそういう大状況は何らの障害にはならなかつたと考えられる。前述した、一九一〇年暮れの大谷派の調査の折りも、十一月二十三日に、沖野は淨泉寺に滞在している調査員藤林深諦に会いにきて、「取調ノ為メ本山ヨリ出張ニ付種々探索中ナレハ人々各々言フ事変ル哉モ難斗レトモ実地ヲ知ル者ハ我一人」と言つたといわれている。「我一人」というのは、無論大石誠之助が拘禁された後の新宮においてのことであるが、この言葉は、沖野と顯明との関係の近さを表していると考えられる。

第二点。沖野の「彼の僧」が入っている小説集『煉瓦の雨』に盛られた九編の作品は、一九一七年一〇月から一九年四月までのものであるから、「彼の僧」もほぼこの頃に書かれたと考えられる。つまりこれらの小説は大逆事件の判決から六、七年後のものであるが、顯明が淨泉寺に入寺した時から見ると一〇年くらいの時が経つた頃に書かれたことになる。

しかし、沖野岩三郎が明治学院大学を卒業して新宮教会に牧師として赴任したのは一九〇七年六月のことであるから（ただし、前年の七月に神学生として夏季伝道に来てい

る）、「彼の僧」に述べられている事柄は、少なくともそれは以後に顯明から、あるいは他の人から聞いたことを素材としていると考えられることがある。

この二点を考慮にいれておきたいが、その上で、この「彼の僧」の中のいくつかの事柄に関するては、それが事実であることを他の資料等で確認できる。

例えば、①「彼」（顯明と考えられる）が「名古屋市の菓子屋の子」であるとしている点。また②若い時に得度したとしている点。③真宗寺院は世襲制度であるから「どこで寺を持つといふ事も出来ず」「三十六歳まで家を成す能はずして、宙ぶらりの生活をして来た」と述べている点。顯明が淨泉寺の住職になつたのは、数え年三十六歳の時であつた。④「彼」が○○寺に着いてすぐに葬式があり、葬儀を執り行うために向かった家（村）は被差別部落であると設定されているが、それは「五里ばかり離てた村」とされている点。實際、淨泉寺にはこの當時も現在も、三重県南牟婁郡に被差別部落のご門徒があり、約五里的距離である。⑤彼が入寺した時の淨泉寺は本堂は非常に荒れ、この小説では「畠は破れて居る雨漏れはする」と語られている点。⑥前任住職からこの寺を買い取つたとされる点。このことは「復命書」においては、一八九八年に、本堂ではな

いが「庫裏」を買い取つたとされている、などの諸点である。⁽¹⁵⁾

これらの諸点は、全く事実のないところから書かれたものにしては、あまりに多くの事が他の資料に示される事実と重なるか、あるいは酷似しており、沖野の想像力に帰する方が不自然であろう。従つて、これらの諸点を見る限り、沖野が顯明と出会つて、後述の如く頻繁に交流する中で、顯明から聞かされたことが書かれているのであり、現存の資料で確かめるすべのない小説の他の部分も、かなり事實を述べているのではないかと考えられるのである。

(イ) 浄泉寺入寺当初の顯明の被差別部落観（感）

この小説は、
 「幻滅が來たのだね」／私は斯う言つて彼の顔を見た。彼は両手を膝の上で組合せて、眼を閉ぢたま、體を外見にして、南無阿彌陀ブ、南無阿彌陀ブ、と小聲で唱名した。／私は彼の心理状態を能く知つて居たから、夫れ以上何も言はずに沈黙を守つた。⁽¹⁷⁾
 という下りで始まる。

そして、「彼（顯明）」が「○○寺（浄泉寺）」に入った早々、「幻滅」せざるを得ないような事柄に次々と出会つ

たことが語られていくのである。それは、よくよく熟考してと、いうよりは、感覚的にめげてしまうような事柄であつた。そして「彼」が「幻滅」するような事柄の中心は、前任の住職の言葉や態度、建物の状態や門徒の生活の一画面などを含んだ寺の現状などとして描かれている。

小説の中で、「彼」にこの寺に入ることを勧めた友人の手紙によれば、

其の寺といふは固より貧乏寺に御座候。今之住職△△と申すは大の女人救濟家にて、檀中の金持より寺内の借家へ預けられたる愛妾を横取致し候爲、其の功德により西方は備後の○○寺へ往生せねばならぬ事と相成り……⁽¹⁸⁾

という。かなり揶揄的な書き方であるが、貧乏寺であることや、住職が身近なところで引き起こした女性関係が原因で寺を出なければならない事情があつたことが述べられている。

顯明の前任住職は、事実としては高木禮讓であるが、禮讓が浄泉寺を出る時にこのような事情があつたかどうかは明らかでないし、浄泉寺を出て備後へ行つたとは考えられない。ただ小説の設定としてはこのようになつており、ここで作者沖野の言いたいことは、「彼（顯明）」が入寺当初、

淨泉寺の状態に満足していなかつたことであろう。

「彼」は、在家に生まれ育ち、得度したといつても、世襲制をとつてゐる真宗教団の中では、繼ぐべき寺をもたない。その点は寺に生まれても次男、三男等であれば同じであると言えなくもないが、寺院出身とそうでないものとは

は、僧侶同士の中でも、一般大衆から見られる位置づけにおいても、かなりの差があると言つてもよい。顯明の事実から言えば、得度の後一たんは在家の田島家に婿養子に入つたわけであり、妻きょうの夭折がなければそのまま田島妻三郎顯明として、僧侶であつても生活としては在家のまま一生を送つた可能性が強い。

友人にこの「熊野の○○寺」に入ることを勧められて、それまでの住職の行状や、「貧乏寺」であることを知りつとも、また八〇円も出して買わなければならぬ上にまだかなりの修繕費がかかるにもかかわらず、その寺に入ることを決心したのは、父が「一も二もなく賛成」であつたことと、「三十六歳まで家を成す能はずして、宙ぶらりの生活をして來た彼は、兎に角自分の寺と云ふものを持つて見たかつた」^⑯からである。そこには、三十六歳まで寺、あるいは家を持たないことからくる「彼（顯明）」の、コンプレックスや複雑な、屈折した心情があつたのではないいかと

思われる。それ故、到着早々葬式に行つてくれと頼まれ、「では及ばず乍ら、私が一つ御引受して見ませう」と引き受けた時、「何だか俄に一人並になつた様な感じがして、抑へ切れない喜びが心の隅の何所かで動いたのを覚えた」のである。

しかも、實際「熊野の○○寺」に来てみると、住職は、すぐにも八〇円を受け取りたそうにするだけでなく、後任の者のことを考えずランプ一つに至るまで家財道具を売り払つてお金にしてしまつていた。そしてまだ正式の住職として交替するまでに五里の道を泊まりがけで葬式に行くことになり、しかも住職は「彼」が寺に帰ると、自分が参勤もしていらない葬式の布施を、明かりに照らしていくら入つているかを踏みしながら、結局自分のものにしてしまうのである。

「彼（顯明）」は、そういう住職を、「彼は住職の此の態度が實に不快な寧ろ憎むべきものだと思つた。長い間葬式と法事との謝禮で生活して居ると、斯うまで淺ましい心になるものかと思ひ……」^⑰というようく感じ、さらに「何となく憫れに感した」のである。

「○○寺」に来たとたんに出会つたこのよくな住職の姿と、寺の中に何一つ調度品がなく、灯心の油さえなく真つ

暗であること、何一つ食べるものもないことなどが重なつて、「彼」の心はますます暗く落ち込んでいくのである。しかもそればかりではなく、住職は、彼が葬式から帰つて、空腹を満たすために外に食事に行つている間に、「檀中の金持ち」から奪つた女性と逃げるように寺を出ていつてしまつたのである。

これらのことには、「〇〇寺」に着いたとたんに次々と出くわし、それを見ている「私」に「幻滅が來たのだね」と言わしめるのである。

このように、前任の住職と入れ替わる時の模様が、「彼」が「岐阜の町」に説教に行つた時、五日六夜の説教に缺かさず出懸けて來た、「油屋の娘」と、葬儀を行つた先の被差別部落で世話をしてくれた娘との対比の中で、岐阜の「油屋の娘」への淡い想いをモチーフとして描かれている。

ところで、「彼」が到着早々に葬式に参勤したのは、前述のように被差別部落の門徒の家であったのであるが、この作品の中で語られる顯明の被差別部落観（感）は、峯尾節堂、沖野岩三郎、若林芳樹などによって語られるような、被差別部落の人々と生活を接し、しばしば寝食を共にし、まさしく「情」を同じくせんとする顯明の姿に見られるも

のとは、大きく異なつてゐる。

ここには、「彼（顯明）」が、被差別部落に対する差別的な意識をもつていたのかどうかということは直接には述べられていない。しかし、

彼は此の家へ入つて暫くすると、この家が所謂昔の穢多であることに気付いた。勿論真宗寺の檀徒として夫婦に不思議は無い筈であつたが、夫れども町を出る時に不思議は無い筈であつたが、夫れども町を出る時に彼の住職が唯一口、行つて宿る所は新平民の家だぞと言つて呉れなかつたのを怨めしくも思つた。^④

といふところに、沖野が描く「彼（顯明）」の心の底に、被差別部落に対する差別意識がこびりついてゐるのが読みとれる。

ここでは、「穢多」や「新平民」の語で表現されていることが問題なのではなく、交替するはずの住職が言ってくれなかつたことを「怨めしくも思つた」ことが問題である。それは作者沖野の心にある差別意識の投影かも知れないが、沖野が新宮に來た後、顯明が、淨泉寺に入ったころのことを思い起こして語つたことかも知れない。しかしとにかく、そういう「彼（顯明）」として描かれているのである。

冒頭でも述べたが、後年の顯明の被差別部落に対する交流の仕方に固執して、そういう顯明像を以前の顯明に当て

はめると誤りを生ずるであろうし、顯明に差別意識が無かつたと強調する必要も全くなない。やはり顯明も、一般的に当時の部落外の民衆がもつていたのと同じような差別意識をもつていたと考える方が自然であろうし、このような差別意識を、被差別部落の門徒衆に向かい合う中で克服していく努力が顯明の被差別部落觀（感）を変革していくところの方が大切であろう。

この小説の中の彼（顯明）は、被差別部落の生活の、特に「不潔」であることに物おじし、嫌悪感をさえ抱く。

それは例えば、「其時の娘の首筋が垢まみれであるのと、襦袢の襟が脂垢で雑巾の様に汚れて居るのが眼についた」とことや、風呂の底がヌルツとして「氣味悪く」思つたことなど、いくつかの事が重なり、さらに、「椎茸を載つけた丸い握りずし」をすすめられた時、「彼は此の鮭飯を握つた女の手を想像せざるを得なかつた。垢まみれの手の甲に垢切れの血がにぢんで居ると、長い爪の中に眞黒い垢が一杯溜つて居るのとを、まさまさ見る様に思はれた」のであり、その家の主の妻君が膳を運んできた時、彼は「彼の豫想が實際よりも弱かつた」と知つて「堪えられなく感じるのである。そして「どうしても箸を執る氣が起ら」はず、

ご飯を口に持つて行くと「胸がムカついて來て夫れを口へ入れる勇氣が出ない。彼は泣かんばかりに南無阿弥陀佛を繰返して遂に夫れを嚥下した。けれど共味噌汁などは見るだけでも胸が悪かつた」というようには描かれるのである。

確かに、それは対象が誰であつたとしても感じる不潔さへの感覺的な嫌悪感であると、一応は言えるかもしれない。しかし、この嫌悪感は全く感覺的なものであると言えばその通りであるが、葬儀に向かう時に「彼の住職が唯一一口、行つて泊まる所は新平民の家だぞ」と言つて呉れなかつたのを怨めしくも思つた」という「彼（顯明）」の心と重ね合わせると、対象が誰であつても感じる感覺的な嫌悪感に過ぎないとして打ち捨てるわけにはいかないものをもつていると思われる。

だが、当時においてこのような意識は、顯明が特別に差別的であつたことを示すものではない。それ以前に、当時は被差別部落に入つて寝食を共にすることは極めて稀なことであつたと考えられるし、共同飲食についての忌避感はかなり強かつたと思われる。

別稿にも触れたが⁽²⁾彼が寺籍をおき寺務を手伝つた法藏寺には、被差別部落の門徒があつた。現在は都市化の中で、少なくとも以前のような形では顕在化していないようであ

るが、法藏寺の前住職によれば、以前はかなり露骨な差別がおこなわれており、混住もほとんど無かつたようである。

顯明は、法藏寺の寺務を手伝う形で、この被差別部落の門徒と接したことは間違いないとのことであつたし、当時の法藏寺住職小笠原觀頂が被差別部落の人々に非常に親切に接したと言われていることも後年の顯明に影響を与えたであろう。

しかし、ここに描かれた「彼（顯明）」の姿は、前述したような沖野と顯明との関係やこの小説の中に多くの事実と符合する事柄が描かれているところから考えて、全く沖野の想像力の産物であると片付けることは出来ないであろう。むしろ、淨泉寺の住職時代に赴任してきた沖野岩三郎と虚心会等を通して部落問題について語り合うなかで、自分が入寺した当時の思いを顯明が沖野に語ったことを素材にしていると考える方が自然である。

一言で言えば、ここに「彼」として描かれる顯明は、淨泉寺入寺当初、被差別部落に対してもこのような差別的な意識をもち、同時に感覚的な嫌悪感をもつた人間であつたと思われる。

しかし、もう一つ注意しておきたいことは、この小説における「彼（顯明）」は、感覚的な嫌悪感をいだく自分に

対して、「我れと我身を憐れ」むという心を同時にもつていることである。

とうとう彼は腹工合が悪いと言つて、其晩は何も食べなかつた。彼は寝床に横はつたが蒲團が妙に臭く感じた。世の中には食べられないで悲しみ、着る蒲團が無くて困る者が多いのに、御飯が食べられない、蒲團がきたない杯と言つて斯うまで苦しむとは何事ぞと自分と自分を叱つてみたが、矢張り自分は此の家全體が變な匂ひのする、實に厭な所だと感じずには居られなかつた。

と、自分を責めつつも「彼（顯明）」は矢張り「實に、厭な所」であると感じる。しかし、そういう自分をまた憐れむ彼がある。そして「持名抄」の一節、「即ち佛法の爲には身命をも捨て、財寶をも惜しむべからざる心なり此故に摩訶止觀の中には一日に三度び恒沙の身命を捨つ……」と小声に繰り返すのである。

これに関して小説はこれ以上何も語つていらない。しかしここには、後年被差別部落の門徒衆と「寢食を共に」し、財を投げうつて部落の子供たちに勉強を教えたりする顯明を生み出す根底にあるものが感じられる。

キリスト教の牧師がこの仏書の言葉をここに引くことの

なかにも、この「持名抄」の言葉も顯明が沖野に語つたものでないかと推測させるものであるが、顯明は、被差別部落の門徒に出会い、たじろぎ、しかし長年の夢であつたであろう「住職」となつた今、その立場であらためて被差別部落の門徒に接する時、彼は自分の感覚的嫌悪感を乗りこえ、「寝食を共に」してこの人々と共に教法を聞いていくことを決心したことであろう。その時に彼の心を励まし、支えた言葉の一つがこの「持名抄」であつたことを想像することは不自然なことではない。

沖野の小説「彼の僧」に見られるように、被差別部落に対する心中にこびりついた差別的意識と感覚的嫌悪感をもつた顯明がいたことは間違いないことであろう。しかしながら、かかる自己を教法の言葉に依つて克服していくこうとする顯明があつたことも事実であろう。

そしてこのような顯明の姿は、顯明についての「実地ヲ知ル者ハ我一人」と言う沖野岩三郎にしてはじめて描き得た高木顯明の姿であろうし、ここに、淨泉寺入寺当初の高木顯明の被差別部落觀（感）を見ることが出来る。

谷高校に在るが、高木顯明研究の嚆矢である伊串英治氏の「高木顯明の名古屋時代」（大逆事件の真実を明らかにする会ニュース第十三号）に「明治十三年（一八八〇）五月『改調黃科学卒業錄』」とあるものは、「明治十三年改調学科黃科学卒業錄」のことである。これは、横書きにされた「学科黃」を現代風に左から読んだことによる誤りであり、ちなみに、当時この小学校の本科は「学科黃」と「学科青」に分けられていたようである。

② 現在の道仁寺住職による。

③ 〔新宮郷土誌〕（和歌山縣東牟婁郡教育會第一部會 一九

三三）一九〇ページ

④ 〔第一回予審調書〕（大逆事件訴訟記録・証拠物写）第五卷 大逆事件の真実をあきらかにする会 一九六二）九六ページ

⑤ この「復命書」は、現在発見されているものは、調査員藤林深諦（奈良県南林寺住職）によるその下書きと考えられる。

⑥ 前掲「新宮郷土誌」では全部で十五カ寺が挙げられている。また「新宮市誌」（新宮市 一九三七）では十九カ寺であるが、そのうち三カ寺は廢寺とされている。前掲の「復命書」では、全部で十三カ寺とする。

⑦ 「沖野岩三郎書簡」（平出修集（続） 春秋社 一九六九）及び峯尾節堂「我懺悔の一節」（『大逆事件記録』第一卷 世界文庫 一九七一）など。

註

① 尾張国小教校の卒業録による。この卒業録は現在名古屋大

⑧ 『煉瓦の雨』は一九一八年十月一日に福永書店から発行さ

れている。巻末には、与謝野鉄幹、与謝野晶子、西村伊作、

賀川豊彦、佐藤春夫、富本憲吉、加藤一夫、生田長江など十

ら、入学の十七歳までに得度していることになる。

大谷派本山の記録による。

〔復命書〕の「門信徒トノ關係」の項。

一人の跋が載せられており、沖野岩三郎の著作は多数にのぼるが、初めての出版ということでもあったであろう、かなり出版には力を入れたものと推測される。所収作品は「煉瓦の雨」（一九一八・一・二）、「指相撲」（一九一八・二・十九）、「髪」（一九一七・十二・一〇）、「親」（一九一七・一〇・十

五）、「轉宅」（一九一八・二・十五）、「侵入者」（一九一八・四・十六）、「自轉車」（一九一八・四・二十五）、「彼の僧」、「山鼠の如く」（一九一八・四・一〇）であるが、「彼の僧」だけは執筆時期が記されていない。また「彼の僧」はわずか十八ページの小品である。

⑨ 顯明は一九〇八年六月に京都に行き七月一〇日に新宮に帰つてくるが、特にそれ以後この年の暮れまで頻繁に談話会、通俗學術講演会を淨泉寺で開いている。

⑩ 虚心会は、明治三十年代後半の頃、新宮でおこった部落差

別事件を契機として、新宮の被差別部落の有志と顯明や教会のクリスチヤンたちによつてもたれた一種の親睦会的な集まりである。これについては別稿に譲る。

⑪ 「復命書」の中の「一 社交ノ人物平素親密ニ交際スル者」の項。

⑫ 嶋密には西春日井郡であるが名古屋市との境のあたりであり、顯明の出身を名古屋市とするものが他にも幾つかある。また（註①）の卒業記録には「法藏寺衆徒」となつてゐるか

〔復命書〕には「顯明入寺後本堂ノ實況」として

〔15〕 「淨泉寺本堂多年修繕ヲ加ヘサルカ故ニ益々破損ニ及ヒ内外陣共數ヶ所雨漏リ為夫本堂ノ疊モ腐壊シ屋根モ大ニ傾キ……」と記している。

〔16〕 「彼の僧」では「此の寺を八十圓で買受けの約束をして登記まで済ました」としているが、「復命書」では金額のこと

は触れられず、「禮讓ノ建築セシ庫裏ヲ禮讓ヨリ買取り代金

ヲ禮讓イ支拂ヘリト聞候」と述べられる。

〔17〕 「煉瓦の雨」二八一ページ

〔18〕 「煉瓦の雨」二八二ページ

〔19〕 「煉瓦の雨」二八三ページ

〔20〕 「煉瓦の雨」二八五ページ

〔21〕 「煉瓦の雨」二八六ページ

〔22〕 明治初頭のいわゆる「解放令（賤称廃止令）」以後、被差

別部落の経済生活は以前よりも貧しくなつたとと言わればいい。それは、その経済を支えていた部落産業が資本主義社会の自由競争の渦中に投げ込まれた結果であるが、そのことは一般に「不潔」と感じられる生活をもたらす一因となつたであろう。しかしこの小説で描かれる被差別部落の姿は当時のかなり「不潔」さが強調されていると思われる。

拙稿「高木顯明の行実」(『真宗』一九九六年三月号)

〔煉瓦の雨〕二八九ページ

〔煉瓦の雨〕二九〇ページ

〔煉瓦の雨〕二九〇ページ。「持名鈔」では〔真宗聖教全書〕第三卷一〇六ページによる)この下りはさらに「(一日にみたび恒沙の身命をすつ)とも、なを一句のちからを報ずることあたはし。いはんや両肩に荷負して百千万劫すとも、むしろ佛法の恩を報ぜんや」といへり。劫沙の身命をすて、も、なを一句の法門をきけるむくひにはおよばず、ましてや順次往生の教をうけて、このたび生死をはなるべき身となりなば、一世の身命をすてんはもの、かずなるべきにあらず。身命なをおしむべからず、いはんや財寶をや。」と続く。

(本学専任講師 同和教育)